

徳島県告示第百三十二号

津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第五十二条第一項の規定により、津波災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和八年三月十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 津波災害警戒区域

徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、牟岐町、美波町、海陽町、松茂町、北島町及び藍住町の区域（次の図に示す部分に限る。）

二 基準水位

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を徳島県危機管理部防災対策推進課並びに徳島市役所、鳴門市役所、小松島市役所、阿南市役所、牟岐町役場、美波町役場、海陽町役場、松茂町役場、北島町役場及び藍住町役場に備え置いて縦覧に供する。）